

日光橋の煉瓦橋

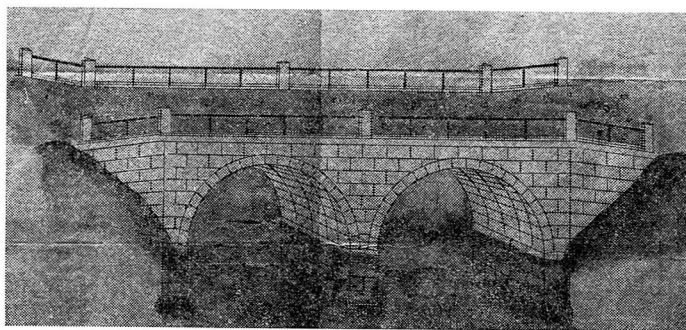
架換え関係史料

牛 米 努

明治二十四年七月、日光橋の煉瓦橋への架換え工事が完成した。日光橋は、「熊川下モノ橋」とか「熊川橋」とも呼ばれた玉川上水に架かる橋で、明治十年に太鼓形の石橋に架換えられた牛浜橋とともに、交通の要衝に位置する橋である。

石川酒造には、「日光橋煉瓦橋架換書類」（史料番号41―65）が残されており、煉瓦造りのアーチ形の橋が完成に至るまでの顛末を知ることができる。この書類は、日光橋架換えに中心的役割をはたした石川弥八郎が、当時の関係書類や書簡などを一冊にまとめたもので、それぞれの経緯が朱書で説明されている。以下、この書類に従って、日光橋架換えの概要を示していきたい。

日光橋の架換え準備は、牛浜橋架換え工事が終了した翌



「日光橋」は通称「めがね橋」あるいは「熊川橋」と呼ばれた。最初に計画されたときの、日光橋の完成予想図。牛浜橋と同じ石橋であったが、牛浜橋が太鼓形であったのに対して日光橋は目鏡形であった。明治24年（1891）に完成している。

（「石川酒造文書」）

十一年からなされているが、最初は目鏡形の石橋とする計画で進められていた。まず内出・南両庭場の玉川橋の橋掛け人足賃を積立てて頼母子講に加入し、資金作りがなされている。史料(1)は、明治二十三年八月に、石川弥八郎が個人で提出した石橋架換えの願書である。工事費を八百円と見積り、牛浜橋の例をあげて上水を管理する東京府に半額補助を願出ている。また、ほぼ同主旨の願書を神奈川県に提出し、県の地方費からの補助も申請している。

これに対して東京府は、工費を千円程度とし、補助を三分一にして申請するなら認可するとの見解を示し、土木課に計画の検討を指示している。こうして土木課で作成された仕様書や工費等の見積りが、日光橋の基本的なスタイルを決定することになる。日光橋の仕様はこの段階で、石橋から煉瓦橋に、目鏡形からアーチ形に変更されるのである。史料(2)は、十月に熊川村人民惣代四名の連名で提出された、煉瓦橋架換えの補助申請書である。この申請書に添付された予算書は、東京府土木課で作成された見積りがそのまま使用されている。同様に神奈川県へも工費の三分一の補助申請が提出されている。こうして熊川村では東京府と神奈川県からそれぞれ三百五十円ずつの補助を得、両府県土木課の監督の下で工事に着手することになる。

工事の仕様は、コンクリートの橋台の上に煉瓦を積上げていくもので、煉瓦は日野町の日野製造所のものが約八十



明治36年の日光橋。この煉瓦橋は昭和25年に改修され、現在の橋に架換えられた。

五%、残りが南葛飾郡金町の和田製造所などから購入されている。セメントは深川の浅野工場と本所の北陸セメント会社から購入している。

しかし日光橋の架換え工事は、明治二十四年四月になっても容易に着工にいたらず、予算の執行上の手続きもあって、工事の早急な着手が求められるに至っている。

工事が遅延していた理由は、史料(3)にあるように、東京府土木課が当初作成した目論見書に不備があり、予算がかかり過ぎることが判明したためである。そこで神奈川県土木課からも目論見書が提出され、両府県の土木課の間で目論見書の訂正がなされている。史料(4)は、訂正後の目論見書である。同時に、高欄と上水護岸工事の仕様替え、道路と橋を十字にするためそれぞれの位置を訂正するなどの修正がなされ、漸く五月から着工することができたのである。

こうして明治二十四年七月、日光橋が完成したのであるが、「日光橋煉瓦橋ニ改築実地入費決算」により、工費の内訳を見ておきたい。総工費は千二百八十一円六十八銭六厘で、煉瓦代が四百八十五円九十四銭四厘、セメント代が三百七十七円四十銭、御影石を使用した高欄代が六十六円七十六銭一厘、煉瓦積職人の賃金が七十三円四銭五厘、その他の人足賃が百二十六円五十二銭などとなっている。このうち材料の残りの売却代などを差し引いた入費総額は千百五

十七円八十九銭六厘である。東京府と神奈川県からの補助金が三百五十円ずつで計七百円、南・内出両庭場が百七十五円、拝島村からの寄付金が十円、中里新田有志者からの寄付金が四円、石川弥八郎からの寄付金が百七十五円となっている。そして不足分の九十三円八十九銭六厘は、これまた特別補助という形で石川弥八郎が出金している。

以上が、明治二十四年に完成した日光橋の煉瓦橋架換え工事の概要である。

これにより玉川上水には、明治十年に完成した牛浜橋とあわせて、特徴ある二つの橋が架けられたことになる。紹介したように、日光橋は牛浜橋にならって計画されたもので、石橋と煉瓦橋という素材の相違はあるものの、架橋の過程には共通点が多い。しかし工事費用の内訳を見ると、大きな相違点がある。

牛浜橋の工事に際しても、日光橋と同様に玉川上水を管理する東京府から補助金が交付されている。しかし新河岸川の船運による東京からの伊豆石の運搬や、東京四谷の石工への支払いなど、初めての石橋工事には、当初の見積額五百円をはるかに超える八百六十一円八十五銭の総工費を要している。そのため村方(当時は多摩村)の出金と補助金、それに熊川の渡船代により償還する有志者の無利息立替金以外に、寄付金を募っている。寄付金の総額は百九十八円六十四銭で、個人や村単位でかなり広い地域から寄付

が集められている。日光橋の寄付金とはかなり対照的であるので、村名だけではあるがこれも併せて以下に紹介しておきたい(史料番号28―95)。

所沢村・林村・勝楽寺村(所沢市)、扇町谷村・小谷田村・高根村(入間市)、箱根ヶ崎村・石畑村・殿ヶ谷新田(瑞穂町)、中藤村・三ツ木村・岸村(武蔵村山市)、檜原村・中里新田(檜原村)、五日市村・乙津村・養沢村・小中野村・戸倉村・小和田村・留原村・高尾村・入野村・網代村・山田村・伊奈村・深沢村・横沢村・三内村(五日市町)、青梅町・河辺村・大門村(青梅市)、平井村・大久野村(日の出町)、八王子八日市・宮下村・留所村・高月村(八王子市)、草花村・菅生村・平沢村・瀬戸岡村・原小宮村・小川村・二宮村・雨間村・野辺村・引田村・牛沼村・下代継村・淵上村・油平村(秋川市)、芋久保村・高木村・奈良橋村(東大和市)、郷地村・拝島村(昭島市)、砂川村(立川市)、府中町(府中市)、廻り田新田(小平市)、石川県旅商小間物渡世、多摩村(羽村)・五ノ神村・川崎村・福生村・熊川村(羽村町・福生市)

ここに紹介した史料は、冒頭に記したように石川酒造(石川弥八郎)家に所蔵されている史料である。現在、同家の史料を編纂した『多満自慢石川酒造文書』が刊行中で、近々第四卷(天保から慶応期)を上梓する予定である。こ

こで紹介した史料も、この編纂過程で見出されたものである。石川家および編纂メンバー諸氏、それに紹介にあたり助言をいただいた福生市郷土資料室の宮田・宮林両氏に謝意を表する次第である。

なお、この一件史料には、設計図や橋に刻まれた「日光橋」と「熊川村」の題字も残されており、今は失われた煉瓦造りの日光橋の復元も可能であることを付記しておく。

(註) 牛浜橋については、立川愛雄氏『牛浜橋』ものがたり(福生市文化財調査会『福生郷土資料集』第11号、昭和五十二年十一月)により概要が把握できる。また、同氏『牛浜橋』ものがたり、『多摩のあゆみ』第三十四号、昭和五十九年二月)も参照のこと。

(うしごめ・つとむ 石川酒造文書編纂協力者 練馬区在住)

史料 (1)

玉川上水橋梁費御給与願

神奈川県西多摩郡熊川村

石川弥八郎

熊川村地内

橋名 日光橋

一目鏡形石橋 巻ヶ所

但 幅 老丈五尺

渡 七間

敷水流壺丈式尺 二タ間

總高 壺丈式尺

此工費予算金八百円

右は本村地内玉川上水架橋従前木橋ニ有之、悉皆民費ヲ以架設罷在候処、年来相立腐損シ架換不致候而ハ弥通行難相成、然ル処該橋梁ハ従前木橋杭木四側川敷幅四間渡七間ニ有之、因テ橋杭ノ為水上水嵩ヲ加ヘ水下ニ交瀬ヲ生シ、為夫近來橋台護岸等欠崩橋梁道路ニ困難ヲ來シ、随テ上水護岸ニ損所ヲ生、加フルニ従前ノ木橋架設方ニテハ橋杭及橋台等ニ自然破損ヲ生ルヨリ、不得止橋下ニ大石ヲ入置等甚不都合之次第、右は私共ニ於テモ上水ノ為格別ノ便利ヲ乍蒙、橋杭及橋下大石等ノ為水流ニ故障有之ヲ乍存、旧慣ニヨルトハ乍申其儘橋梁ヲ架換ルハ甚不本意ニモ有之、又近來牛馬車等ノ通行ヲ増、且陸軍兵演習等ノ節ハ埼玉県ヨリ神奈川県ニ達スル相当道路他ニ無之ニ付、此一道ヲ通路トスルノ外無之、然ルニ是迄通行之際橋幅狭ノ為不便不尠、因テ別紙繪図面之通石橋ニ架換仕度、然ルニ前記之通費額予算多分ニシテ如何共可致様無之候間、特別之御詮儀ヲ以費額ノ内五分通御給与及橋台等ノ据付方御指揮被成下度、右ハ去明治十年上水路本村地内牛浜橋ヲ石橋ニ架換仕候際、水流ノ宜敷ヲ得ルニヨリ特別ノ訳ヲ以東京府ヨリ御給与被成下候次第モ有之、旁上願仕候義ニ御座候、右御給与被成下候義ニ候ハ、更ニ本県ヲ経上願可仕候間、此段奉願上候、

右ハ御序ニおいて御給与難相成候上ハ、何程苦心仕候共進モ前記石橋架設可行届見込無御座候間、断念仕候外無之次第御洞察之上至急御内達被成下度、此段奉願上候、以上

右

明治廿三年八月十八日

石川弥八郎

東京府知事候爵蜂須賀茂韶殿

(朱書)

「前書之通東京府上申候処、第二課福島甲子三君夫々尽力シ、更ニ煉瓦橋ニ致し候方可然旨被申聞候、右は東京府倉田技師ヘ承り合セ候処、村方ヨリ申出候石橋ニ而ハ決テ保存可相成モノニ無之、石橋ニスル時ハ費用式千円以上可相掛ルニ付、煉瓦ニ目論見替致方可然トノコト、且市参事会モ現場見分トシテ出張、右ニ付倉田技師モ出張目論見置ニ付、更ニ煉瓦橋ニ可願出旨十月一日被申越候ニ付、東京府仮目論見帳ヲ写、之ヲ予算目論見トシテ差出シ候、前ニ工費額ノ五分相願候処、東京市参事会ノ見込三分ノ一ト決居候旨福島君ヨリ被申越候ニ付、更ニ書面ヲ差出シタリ」

史料 (2)

玉川上水橋梁費補助願

神奈川縣武藏國西多摩郡

熊川村地内

熊川村

橋名 日光橋

一 煉瓦橋

但 幅 拾貳尺

敷水流式十七尺

敷水流式十七尺

總高 壹丈五尺

此工費予算金壹千五拾円也

右ハ本村地内玉川上水架換從前木橋ニ有之、悉皆民費ヲ以テ架設罷在候処、年來相立腐損シ架換不致候テハ弥通行難相成、然ル処該橋梁ハ從前木橋枕木四側川敷幅四間渡七間ニ有之、因テ橋枕ノ為メ水上水嵩ヲ加ヘ水下ニ變瀬ヲ生シ、為夫近來橋台護岸等欠崩橋梁道路ニ困難ヲ來シ、随テ上水護岸ニ損所ヲ生シ、加フルニ從前ノ木橋架設方ニシテハ橋台等ニ自然破損ヲ生スルヨリ、不得止橋下ニ大石ヲ入置等甚タ不都合ノ次第、右ハ私共ニ於テモ上水ノ為メ格別ノ便利ヲ乍蒙、橋枕及橋下大石等ノ為メ水流ニ故障有之ヲ乍存、旧慣ニヨルトハ乍申其儘橋梁ヲ架換ルハ甚不本意ニも有之、又近來牛馬車等ノ通行ヲ増シ、且陸軍兵演習等ノ節ハ埼玉県ヨリ神奈川県ニ達スル相当道路他ニ無之ニ付、此一道ヲ通路トスルノ外無之、然ルニ是迄通行ノ際橋幅狭ノ為メ不便不少、因テ別紙鹿繪図面ノ通り煉瓦橋架設仕度、然ルニ前記之通り費額予算多分ニシテ如何共可致様無之候間、特別ノ御詮議ヲ以テ費額ノ内底分ノ補助金御下付被成下、及橋台等ノ据付方御指揮被成下度、右ハ去明治十年上水路

本村地内牛浜橋ヲ石橋ニ架設致候際、特別ノ訳ヲ以テ東京府ヨリ御給与被成下候次第モ有之、旁上願仕候義事情御洞察ノ上至急御許可被成下度、別紙予算書相添此段願上候也

右人民惣代

明治廿三年十月

細谷市五郎

石川茂一郎

高水力二郎

石川弥八郎

東京府知事（朱書）候爵須賀茂昭殿
「右は本県ヲ經テ東京府へ差出シ候」

史料 (3)

熊川村日光橋工事設計上架橋位置実檢ヲ要シ候旨ヲ以テ、來ル十六日本県技師拜島村へ向ケ出張相成候条、該橋ニ関係（村吏及願入石川弥八郎等）ノ者同日同所へ参会候様可致、此段及通達候也

明治廿四年三月十三日

西多摩郡役所印

福島村外一ヶ村組合役場中

追テ本文拜島村へ出頭ノ節、牛浜橋石造出来形繪図面工費計算帳共持參可致、此段申添候也

「右は煉瓦橋出願候処、神奈川県技師ノ予算スル処ニヨレハ煉瓦十一万余入用ニ有之、然ルニ出願ハ五万以内ニ有之、迎モ出願ノ目論見ニテハ出来スベキモノニ無之ニ付、篤と

実地取調べキ旨ヲ以出張致候トノコト(此時出張技師熊倉君)、右之場合ニ付目論見ノ一倍トナル故弥願止メ外無之、乍併出願セシ目論見帳ハ村方ニテ予算セシモノニ無之、東京市参事会ノ必用ヨリ東京府倉田技師ノ設計ニテ、則東京府回議ヲ借用写取候モノナルニヨリ、一応倉田君ト御相談相願度ト申入候処、帰県ノ上直ニ倉田技師ヘ打合セ濟

史料 (4)

〔(朱書) 廿四年五月十四日西多摩郡役所ヨリ下付〕

日光橋目論見書

一 橋台地形用コンクリート

セメント三拾壹切六分四厘

代金四拾三円五拾錢五厘 但壹切金壹円三拾七錢五厘

砂九拾四切九分三厘

代金九拾四錢九厘 但壹切金壹錢

砂利貳百貳拾壹切五分

代金貳円貳拾壹錢五厘 但壹切金壹錢

小計金四拾六円六拾六錢九厘

一 鏡通及兩妻煉瓦

燒過煉瓦壹万百拾三本

代金百三拾壹円四拾六錢九厘 但壹本金壹錢三厘

並煉瓦壹万百拾三本

代金百壹円拾三錢 但壹本金壹錢

一 中真コンクリート
小計金貳百三拾貳円五拾九錢九厘

セメント六拾七切壹分四厘

代金九拾貳円三拾壹錢八厘 但壹切金壹円三拾七錢五厘

砂貳百壹切四分四厘

代金貳円壹錢四厘 但壹切金壹錢

砂利四百七拾切

代金四円七拾錢 但壹切金壹錢

小計金九拾九円參錢貳厘

一 アーチ卷出

燒過煉瓦壹万九百八拾八本

代金百四拾貳円八拾四錢四厘 但壹本金壹錢三厘

小計金百四拾貳円八拾四錢四厘

一 上層コンクリート

セメント四拾五切六分

代金六拾貳円七拾錢 但壹切金壹円三貳七錢五厘

生石灰四拾五切六分

代金六円八拾四錢 但壹切金拾五錢

砂百三拾六切八分

代金壹円三拾六錢八厘 但壹切金壹錢

砂利六百三拾九切

代金六円三拾九錢 但壹切金壹錢

小計金七拾七円貳拾九錢八厘

一 煉瓦積モルタル

三百五拾八切

セメント百拾九切三分三厘

代金百六拾四円七錢九厘 但 壹切金壹円三式七錢五厘

砂三百五拾八切

代金三円五拾八錢 但 壹切金壹錢

百八拾切

セメント三拾切

代金四拾壹円貳拾五錢 但 壹金壹円三式七錢五厘

生石灰三拾切

代金四円五拾錢 但 壹切金拾五錢

砂百八拾切

代金壹円八拾錢 但 壹切金壹錢

一 小計金貳百拾五円貳拾錢九厘

一 高欄鉄延長百拾四尺 徑壹インチ (八分) 但柱トモ

此鉄目三拾五貫七百九拾六目 但 壹尺ニ付三百拾四目

代金貳拾壹円四拾七錢八厘 但 壹貫目金六拾錢

一 煉瓦職工及人夫

煉瓦職七拾八人

賃金五拾四円六拾錢 但 壹人金七拾錢

是ハ貳人半壹千本積立ノ積算

手伝人夫百五拾六人

賃金三拾壹円貳拾錢 但 壹人金貳拾錢

是ハ煉瓦職壹人ニ付貳人ノ割モルタル練手伝共一式

コンクリート突堅メ人夫六拾六人五分

賃金拾三円三拾錢 但 前同斷

是ハ「コンクリート」千三百三拾切五分ノ処、

壹人貳拾切練仕上ケ及ヒ突堅メ一式

小計金九拾九円拾錢

一 仮メ切延長六拾六尺 別冊ノ通 式ヶ所

代金貳拾八円七拾三錢

一 棋枰 別冊ノ通

代金貳拾九円五拾貳錢

一 仮橋

代金拾円 但 古橋取払トモ一式

一 足代長七間幅三間此山坪式拾壹坪

代金九円四拾五錢 但 壹坪金四拾五錢諸色一式人夫

合計金壹千拾壹円九拾七錢九厘

(注) 「前後輪メ切諸色」と「雜枰諸色」は省略

「右之仕様ニヨリ仕立方着手、五月十五日東京府土木課技師鈴木義則殿監督トシテ出張相成候、則日野宿製造煉瓦ヲ

見分、帰京ノ上キツモノ多ク迎も使用難相成旨倉田技師へ

相談シ候ヨリ、同氏ヨリ神奈川県土木課へ申送リタル趣ヲ

以、神奈川県野口技師ヨリ注意有之候ニ付、更ニ東京府葛

飾郡金町ニテ横黒鼻黒上々撰ヲ買入、アーチ以上横黒ニテ

仕上ケルコトニ決シタリ、又此様ニテハ高欄余リ細キニ

付高欄ヲ改メルコトニ決シ、然ル処此目論見仕様書ハ従前板橋ノ上ニテ川幅ヲ改メタルモノニテ、煉瓦橋ハ板橋ヨリ貳尺五寸橋ノ中ニテ三尺高クナリタルニヨリ、川ノ護岸芝土手勾配有之、此度ノ橋面ニテハ九間程有之ニ付、更ニ渡リヲ八間トシ橋台ヨリ地形ヲ持出し、尤八間ノ内前後凡三尺ツ、ヲ護岸丸石垣トス、又仕様書ニヨル時ハ総幅十二尺ノ処、最初十五尺ノ出願ナルニヨリ高欄内十二尺トス、総幅十三尺四寸仕様書ニハ地覆無之ヲ見合格ト高欄保方トヲ量リ地覆ヲ付タリ

旧道路ニヨル時ハ上水ト十ノ字ニ不相成、之ヲ上水ニ相当架スル時ハ下山ノ方ヘ向、道路ニ相当架スル時ハ水流ニ害アリ、何分東京府上水ト神奈川県道路ト折合サルニヨリ、橋ヲ式間斗リ下江下ケ、上水ノ護岸ヲ上下三十余間ヲ直シ、上水ノ曲リメヲ作り上水ト道路ト中間ヲ採リ架設スルコトトシ、橋梁ノ位置ヲ変シタリ、漸々道路ヲ交換スルモノト決心ス」

史料 (5)

上申

西多摩郡

熊川村

右は玉川上水路架橋日光橋煉瓦拱橋本月廿六日皆出来相成候、就テは同日迄ニ御検査被成下度、右は本県下道路ニ有

之候処、東京府土木課ヨリ付切監督相成居候義ニ付、可相成ハ出張官出張中一応御検査被下度、出来形御届ケ之義は實際出来形取調之上御届ケ可仕候得共、仮ニ御検査相願開通仕度候間、御差操御出張被下度此段奉上申候也

右村

明治廿四年七月廿四日

石川弥八郎

西多摩郡長 殿

〔朱書〕

「右上申候処、翌廿五日郡書記出張相成候、然ル処此朝監督員鈴木義則殿府庁ヨリ帰京ノ達ニ付帰京ス」